

浜岡原子力発電所にかかる広域避難計画の策定方針 及び避難者受入れに当たっての留意点（案）

静岡県危機管理部原子力安全対策課

（１）避難計画の策定方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる11市町の人口約96万人を避難計画の対象とする。
- ② 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、当面は、あらかじめ避難市町村を定めておくことを目指すものとする。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合の避難先については、静岡県内市町、隣接県や東海地方の県に確保する。
- ④ 複合災害発生時における県外への避難先については、南海トラフ地震で甚大な被害がないと想定される関東甲信地方や北陸地方の県等に確保する。
- ⑤ 実際の避難の際には、災害の状況（放射線物質の拡散状況、地震・津波の被災状況）を踏まえ、避難予定先において受入れ可能かどうかを確認した上、避難を実施するものとする。

（２）避難者受入れに当たっての留意点

- ① 浜岡原子力発電所で原子力災害が発生した場合の避難先を確保するものとする。
- ② 避難所は、原則、市町村が指定する避難所とする。
- ③ 原則として、学校については体育館のみとし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、施設の規模や施設の管理形態等により除外することができる。
- ④ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ⑤ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町村で対応いただくものとするが、できる限り速やかに避難元市町職員及び避難者自身に引き継ぐものとする。
- ⑥ スクリーニング及び除染、又は汚染していないことの証明は、静岡県内で行うものとする。
- ⑦ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、受入れ県等、市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m²（有効面積）を目安とする。
- ⑧ 避難手段は、原則、自家用車とし、災害時要援護者や自家用車を持たない世帯等に対応するためや避難時間の短縮のためバス等を使用する（自

家用車の乗り合わせを含む)。なお、原子力災害単独の場合については、避難先の実状に応じて、鉄道の利用や一時集合場所からのバス等による搬送も検討することとし、当面、避難受入れにあたって自家用車の駐車を考慮しないこととする。

- ⑨ 避難所への飲食物、資機材の備蓄や供給については、当面、避難受入れにあたって考慮しないこととし、避難先市町村の負担とならない方向で、今後、検討するものとする。
- ⑩ 避難に係る費用については、避難先市町村の負担とならないよう、災害救助法や原子力損害賠償法のスキームを活用することとなる。